

# 新湯治場秋山温泉施設内プールにおける 感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月18日

上野原市

## 1 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本市では5月31日まで市内全ての社会体育施設の使用を中止しております。

全国的な感染状況を見ると、都市部では新規感染者数はかなり減ってきているものの予断を許さない状況が続いておりますが、山梨県においては緊急事態宣言が解除され、新しい生活様式を取り入れながら徐々に社会経済活動の再開が始まっております。

また、当温泉施設につきましては、市民向けに5月26日から一部サービスを縮小して営業を再開しております。

この様な中で、本市においても住民の生涯スポーツ活動や健康維持のため、5月4日の専門者会議の提言における感染拡大を予防するガイドライン作成の求めに応じ、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を実施したうえで、当温泉施設内プールを6月19日から使用を再開することといたします。

## 2 感染防止の基本的な考え方

利用者への感染拡大を防止するため、三つの密①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）になる場の発生を防止、自己への感染とともに、他人への感染を徹底して予防することを旨としています。

## 3 再開時の感染防止対策について

### (1) プール施設利用上の感染予防策

- ・利用者は上野原市民限定とする
- ・熱がある方（37.0℃以上または平熱より1℃以上高い）、軽度であっても咳や喉の痛み、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚の異常などがある場合には利用できない。
- ・利用者に対して施設入口にて非接触型体温計による検温、体調確認を行う。
- ・利用者はアルコール消毒剤等で手指の消毒を行う。

- ・フロントにはビニールカーテン等のパーテーションを設置し飛沫感染予防をする。
- ・玄関、ドア、窓等、開放できる場所は開放し、換気を行う。
- ・プール内、プールサイドでは、人と人との距離を十分確保し密にならないようにする。また近距離での会話や発生を避けるように注意する。
- ・退水後はシャワーをしっかりと浴び全身をくまなく洗う。

## (2) 従業員に対し次に掲げる感染予防策を要請

- ・業務前の体温・体調を記録し、所属長へ報告する。
- ・発熱や軽度であっても、咳や喉の痛み等がある場合、または嘔吐・下痢の症状がある場合にも所属長へ連絡し出勤停止の徹底する。
- ・37.0℃以上、または平熱より1度以上高い熱がある、強いだるさや息苦しさがある、味覚・嗅覚の異常があるなどの場合は所属長に連絡の上、上野原市及び保健所に問合せをする。
- ・休憩は人数を減らし対面での食事や会話は行わない。
- ・従業員はプールへの入水以外の業務を行う際には必ずマスクの着用を徹底する。
- ・トイレの使用後（蓋を閉めて汚物を流す）は手洗い、手指の消毒を行う。
- ・施設滞在時は、常に人と人との距離を十分確保し密にならないようにする。また、近距離での会話や発声を避けるように注意する。
- ・通常の清掃に加えて、消毒液などを用いて、机やドアノブ、スイッチ、階段の手すりなど、よく触れる所の消毒を利用者の入れ替え時など定期的に行う。
- ・鼻水や唾液が付いたゴミを回収する際はマスクや手袋を着用し行い、ゴミはビニール袋に密閉して捨てる。ゴミの回収を行った後は石鹸で手を洗い消毒液などを使用する。
- ・チェックリストを遵守し実行する。

## (3) 感染症発生時の患者、濃厚接触者への対応

### ①患者発生の把握

事業所は患者が確認された場合は、その旨を上野原市及び保健所に報告し対応について指導を受けること。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するために、感染予防策を改めて周知徹底すること。

### ②濃厚接触者の確定

新型コロナウイルス感染症防止のため、保健所の調査に協力し速やかに濃

厚接触者を自宅待機させるなど感染拡大予防のための措置をとる事となります。

### ③濃厚接触者への対応

保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対して出勤を停止し、保健所の指示に従うこと。

### ④施設の消毒

事業所は保健所の指導に従い徹底的に消毒を実施すること。また営業については保健所指導のもと上野原市の判断に従うこと。

## 4 おわりに

本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言、国・県等の指導等を踏まえ、今後見直すことがあります。利用に際しては、市の広報活動（ホームページ・音声告知端末等）を確認の上、ご利用いただきますようお願いいたします。